

令和 8 年度

貸切バスを利用したグループ旅行商品造成支援金のご案内

旅行会社各位

NHK 連続テレビ小説「風、薫る」を契機に、大田原市への誘客促進を図るため、大田原市を目的地とする貸切バス利用の団体旅行商品を造成・催行する旅行会社様に対し、支援金を交付します。

交付対象者	旅行業法第 3 条及び第 23 条の登録を受けている旅行会社
対象期間	令和 8 年 4 月 1 日以降に出発し、令和 8 年 12 月 28 日までに帰着する旅行
支援金額	参加者 1 名あたり 1,500 円（1 旅行あたり上限 60,000 円／1 社最大 240,000 円）
申請期限	旅行出発日の 14 日前まで
交付決定	申請受理後 10 日以内（土日・祝日を含む）に審査・通知

■ 対象となる旅行の主な要件

- 催行人員 10 名以上の貸切バス利用団体旅行（添乗員・運転手・バスガイド等の業務員を除く）
- 団体旅行及び貸切バスの発着地が市外であること
- 市内観光施設等 2 か所以上への立寄りと、市内飲食店での食事を含むこと
- 有料施設又は有料体験を 1 つ以上含むこと
- 企画旅行・手配旅行のいずれも対象
- 広告媒体に「大田原市観光協会 旅行商品造営支援金利用」を記載すること
- 国・自治体・学校等の会議・研修・学校行事、政治・宗教目的の旅行は対象外
- 他の自治体等から同趣旨の補助金等の交付を受けていないこと

■ 申請時に必要な主な書類

- 団体旅行実施計画書
- 団体旅行の行程表（実施日・立寄施設が確認できるもの）
- その他、本会が必要と認める書類

■ 実績報告・請求

旅行終了後 30 日以内に、実施報告書・実績行程表・参加者名簿・支援金額算出の根拠書類・募集パンフレット等の写しをご提出ください。

※ 同一月内に同じ旅行を複数回実施する場合は、月内最後の旅行終了後 10 日以内にまとめて報告・請求できます。

【ご注意】 予算上限到達で終了となります。虚偽申請や要件違反があった場合は、交付取消し・返還の対象となります。

大田原市観光協会